

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程及び鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程及び鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

(鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|---|-----|---|---|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁(教育センター、図書館及び博物館を除く。)をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第1号(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">健康診断個人票</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">略</td></tr></table> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 労働安全衛生規則第44条、第45条又は第46条から第48条までの健康診断(雇入時の健康診断を除く。)及び<u>学校保健安全法施行規則第13条</u>の健康診断を行ったときに用いること。</p> <p>2～5 略</p> | 略 | 略 | <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁(教育センター、図書館、<u>博物館及びスポーツセンター</u>を除く。)をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第1号(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">健康診断個人票</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">略</td></tr></table> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 労働安全衛生規則第44条、第45条又は第46条から第48条までの健康診断(雇入時の健康診断を除く。)及び<u>学校保健法施行規則第10条</u>の健康診断を行ったときに用いること。</p> <p>2～5 略</p> | 略 | 略 |
| 略 | | | | | |
| 略 | | | | | |
| 略 | | | | | |
| 略 | | | | | |

(鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会職員服務規程(平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 教育委員会事務局本庁(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁のうち、教育センター、図書館及び博物館を除いたものをいう。)の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 教育委員会事務局本庁(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁のうち、教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンターを除いたものをいう。)の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p> |

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。